第6号様式別表5の6の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、地方税法(以下「法」といいます。) 第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正 する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の法(以下「令和3年旧法」といいます。)法附則第9条第13項から第17項 までの規定による控除を受ける場合(平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適 用を受ける場合に限ります。) に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。) 所在地の都道府県知事に、第6号様式別表 5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額 ⑮」から「付加価値額からの控除額⑳」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してくだ さい。
- (3) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書(別表6(24))に記載した4から10まで及び25から28までの各欄 (連結法人にあっては法人税の明細書(別表6の2(21))に記載した4から10まで及び25から28までの各欄)に記載したところに準じて 記載します。

2 各欄の記載のしかた		
欄等	記載のしかた	留意事項
1	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
「法第72条の2第1項 第1号 に 第3号		
掲げる事業」		
2 「比較雇用者給与等支給額	「の欄の金額を記載します。	令和3年旧法附則第9条第
2	(13 項から第 17 項までの規
		定による控除は、①の欄の
		金額が②の欄の金額を超え
534 1386 1386 1386 1386 1386		ることが必要です。
3 「前事業年度又は前連結事	前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合であって、当該日本が知知性別世界は第40条の12の5第2項第4月7月第69条の15の6第	
業年度④」	月数が租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第 3項第3号に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄に当	
	たっては、それぞれ次に定めるところによります。	
	(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄	
	連結申告法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)	
	第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限ります。)に	
	よる改正前の法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいいます。	
	以下この記載の手引において同じです。) 以外の法人にあっては租税特別措置法施行令第27条の12の4の2第6項第2号イに規定する前一年事業年度	
	等(同号イの前事業年度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給	
	額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等(同号イの連結事業年	
	度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給額を、連結申告法人に	
	あっては租税特別措置法施行令第39条の46の2第6項第2号イに規定する	
	前一年連結事業年度等(同号イの前連結事業年度を除きます。)に係る同号	
	イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業年度等	
	(同号イの事業年度を除きます。) に係る同号イに規定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載します。	
	(2) 「	
	④の前事業年度又は前連結事業年度の月数	
	欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、連結申告法	
	人以外の法人にあっては「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年	
	度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の日数の合計数」と、連結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の日数の合計数」として計算します。	
	の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。 (3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるのは「⑥+⑥の外	
	書として計算します。	
4「継続雇用者給与等支給増	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」の欄のいずれ	
加割合の計算」及び「国内	かに〇印を付します。	
設備投資に係る計算」		
5 「⑯又は (⑰×75%) のう	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金	
ち小さい額®」及び「控除 対象額®」	額を記載します。	
6「①のうち所得等課税事業	(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない	(2)の場合において、1
に係る額又は①×図/②	事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る額を記載	円未満の端数があるとき
20 」	します。	は、その端数金額を切り捨
	(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に②の欄の従業者数を③の	てた金額を記載します。
7「①のうち収入金額等課税	従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。 (1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課	(2)の場合において、1
事業に係る額又は①×@/窓	(1) ①のうら法界 72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額寺課税事業」といいます。)に係る額を記載します。	(2)の場合において、1 円未満の端数があるとき
(2)]	(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に②の欄の従業者数を⑤の	は、その端数金額を切り捨
	従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	てた金額を記載します。
8「控除対象額②」	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第2項に掲げる事業(以	
	下「非課税事業等」といいます。)、所得等課税事業又は収入金額等	
	課税事業のうち、複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分 ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。	
	(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人	
	・ 切りがする味がず来を行うなべく、カ歯母が過ずをしたなべ・ 切りの欄の金額に図の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗	
	じて計算した金額を記載します。	

欄等	記 載 の し か た	留意事項
9「国内における所得等課税	(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に②の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を 乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で労働者派遣等をした法人 ⑨の欄の金額に②の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を 乗じて計算した金額を記載します。 (二) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に②の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗 じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額 を記載します。 次に掲げる場合に該当する場合には、②の欄には、当該事業年度に属する各	従業者の数を合計した数
事業に係る期末の従業者数 ②」、「国内における収入 金額等課税事業に係る期末 の従業者数②」及び「国内 における事務所又は事業所 の期末の従業者数②」	月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課 税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載	を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを 1人とします。
10「付加価値額からの控除額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ②の欄の金額に、③を乗じて計算した金額を記載します。 (2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ③の欄の金額に、③を乗じて計算した金額を記載します。 (3) その他の法人 ③の欄の金額に、②を乗じて計算した金額を記載します。 (4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	